

平成22年(行コ)第156号

政策調整義務付け請求控訴事件

控訴人 竹原光江

被控訴人 国

答弁書

平成22年7月12日

東京高等裁判所第11民事部イ口係 御中

被控訴人指定代理人

黒見知子

高石興則

田中久美子

山田健男

秋沢陽子

佐藤真紀子

小高真侑

(送達場所)

〒100-8225

東京都千代田区九段南1丁目1番15号

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- との判決を求める。

第2 被控訴人の主張

2010年(平成22年)6月1日付け控訴理由書における控訴人の主張は、原審における主張の繰り返しか又は控訴人独自の見解を述べるものにすぎず、これに対する被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審口頭弁論において被控訴人が主張したとおりであって、控訴人の訴えの一部を却下し、その余の請求を棄却した原判決は正当であるから、本件控訴に理由はない。

したがって、本件控訴は、速やかに棄却されるべきである。